

東海大学小児科同窓会会則

第1章 総則

- 第1条 (名称)東海大学小児科同窓会とする。
- 第2条 (事務局)本会の事務局は東海大学小児科に置く。
〒259-1193 神奈川県伊勢原市下糟屋 143
東海大学医学部専門診療学系小児科学内
- 第3条 (目的)本会会員相互の親睦と情報交換及び医療研究教育活動の増進を支援する。

第2章 会員

- 第4条 本会の会員は東海大学小児科に在籍した医師及び在籍する医師をもって構成する。
- 第5条 本会に対して功労顕著なる者は理事会で推薦し、総会の承諾を得て名誉会員になることができる。
- 第6条 本会に関係のあるものは、理事会で推薦し、総会の承諾を得て特別会員になることができる。

第3章 役員

- 第7条 本会は次の役員をおく。
会長 1 名、副会長 1 名、常任理事 4 名(総務、編集、会計、総会各 1 名)、
理事 8 名、年次幹事若干名、監事 2 名
- 第8条 会長及び副会長は理事会の推薦により総会で選出する。
常任理事及び理事は開業医 4 名、勤務医 4 名、伊勢原勤務医 4 名より構成し、総会で選出する。年次幹事は勤務医若干名にて構成し、会員の互選により総会の時に時期年次幹事を決定する。監事は理事会の推薦により、総会の承認を得て決める。
- 第9条 会長は、本会を代表し、副会長はこれを補佐し、代行をする。理事は会長及び副会長とともに会員の意見を集約し、運営方針を決定する。
総務担当理事は理事会を招集して議長となり、会務を執行する。
編集担当理事は同窓会誌を年 1 回発行し、会員の住所録、会計報告、会務内容等を集録掲載する。
会計担当理事は本会の会計一切を掌握する。
総会担当理事は年次幹事とともに総会を設定する。
年次幹事は総会の場所、開催日時などを前以て会員に通知し、総会に出席できないものより委任状をもらわなければならない。
監事は会計監査を年 1 回施行し、総会に報告しなければならない。
- 第10条 会長、副会長、常任理事、理事、監事の任期は 2 年とする。但し再任を妨げない。
年次幹事の任期は 1 年とする。
補充役員の任期は前任者の残任期間とする。

第4章 事業

第11条 本会は次の事業を行う。

1、 定期総会:年1回開催し、次の事項を付議する。

- ・本会の運営方針及び事業計画
- ・予算及び決算
- ・規約の改正
- ・その他、必要事項

総会は会員の3分の1以上(委任状を含む)かつ出席者が会員の10分の1以上をもって成立する。

議事は出席者の過半数の賛成を得て決定する。

総会開催日は9月の第2土曜日を原則とする。

2、 臨時総会:会長が必要と認めた時、または会員の5分の1以上の要請があった場合に開催するものとする。

3、 会員の親睦、相互扶助、慶弔等に関する事業

4、 研究会、講演会、医療研究活動の増進等に関する事業

5、 同窓会誌の発行

6、 その他

第5章 会計

第12条 本会の会計は会員の会費及び寄付金をもってこれに当てる。

第13条 会費は総会にて決定する。ただし、緊急的事情があると会長が判断した場合は理事会に計り、総会の承認をうる。

第14条 会計年度は毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。

附 則

1. 会員は住所や勤務先の変更、また改名した場合はその都度速やかに事務局に通知しなければならない。

2. **本会の会費は1万円とする。**

3. 本規約は2011年9月10日より施行する。

連絡網について

1. 全員に連絡すべき場合
 - (1) 同窓会本人の死亡等
 - (2) その他事務局で必要と認めた場合。
2. 一部のみに連絡すべき場合
 - (1) 同窓会員の病気(入院)その他の連絡を要する出来事
 - (2) 同窓会員の家族(両親、配偶者、子供)の死亡その他。
3. 連絡網の方法は最新の同窓会誌に掲載されたものに準じ、是非については毎年総会で確認する。
4. 同窓会事務局より電子メール、FAX、電話のいずれかの方法(希望調査による)にて同窓会員へ直接連絡をする。
5. 不備、連絡先変更がある場合は同窓会事務局まで速やかに連絡する。

同窓会役員

会長 高倉 巖
副会長 望月博之
理事 岩垣浩之
王 康雅